

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

県立学校の一斉臨時休業後における教育活動の実施について（通知）

県教育委員会では、4月16日に、政府の新型インフルエンザ等対策本部において、全都道府県が緊急事態措置の対象とされたことを踏まえ、児童生徒が安心して登校できるような環境を整備するという観点から、県立学校について、学校保健安全法第20条の規定により4月20日から5月6日までの間の一斉臨時休業の措置を講じることとし、「県立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した一斉臨時休業について」（令和2年4月17日付け青教ス第101号）で通知したところです。

については、臨時休業期間終了後の5月7日（木）からの教育活動の再開に当たり、各学校においては、下記の事項に留意の上適切に対応してくださるようお願いいたします。

なお、今後、県内において、感染者が急激に増えた場合、児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合、感染ルートが明らかでない感染者が増えた場合には、県健康福祉部と当該感染者の症状の有無、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について判断することとしており、臨時休業を延長する場合もあり得ることに留意願います。

記

- 1 学習指導、学校行事、保健管理等の取扱いについては、一斉臨時休業実施前と同様であり、「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」（令和2年3月26日付け青教育第2324号）等に基づき、感染症対策を講じた上で実施すること。
また、学校内外での感染防止のため、登下校時における公共交通機関の混雑の緩和にも留意すること。
- 2 児童生徒に対して、公共交通機関利用時における対応等を含め、感染防止に係る指導を十分行うこと。
- 3 保護者から、感染が心配で登校させたくないと相談された場合の取扱いについては、「令和2年度における県立学校の教育活動再開に向けた対応について」（令和2年4月3日付け青教ス第26号）により、児童生徒に不利益が生じないよう対応すること。
- 4 教育活動の再開に向けて、県立学校における臨時休業の実施及び教育活動再開の考え方等について、別紙1により、教職員間で共通理解を図ること。

5 児童生徒及びその保護者に対しても、県立学校における臨時休業の実施及び教育活動再開の考え方等をまとめた別紙2を配布し丁寧に説明すること。その際、学校における新型コロナウイルス感染防止対策に関する具体的な取組内容についても文書にまとめて配布し、説明すること。

また、5月7日の再開日においては、改めて、児童生徒に対して校長から放送で呼びかけを行うなどの方法により、児童生徒の不安の解消に努めること。

6 学校における教育活動の実施、新型コロナウイルス感染症対策等については、PTAと情報共有するとともに、連携を図りながら対応すること。

【担当】

○学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること

学校教育課 高等学校指導グループ TEL 017-734-9883 (直通)

学校教育課 特別支援教育推進室 TEL 017-734-9882 (直通)

○保健管理等に関すること

スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL 017-734-9907 (直通)

○教職員の勤務等サービスに関すること

教職員課 人事制度グループ TEL 017-734-9892 (直通)

○放課後子ども教室に関すること

生涯学習課 地域連携推進グループ TEL 017-734-9890 (直通)

新型コロナウイルス感染症をめぐり、県立学校における臨時休業の実施及び教育活動再開の考え方等についてご説明します。

まず、国が、新型コロナウイルス感染症の対策について医学的な見地から助言等を行うために開催する「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」において、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言がなされており、4月1日の提言には、

- 現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割を果たしていないと考えられている
 - 直近1週間の新規感染者等の人数がその1週間前と比較して大幅に増加している『感染拡大警戒地域』において想定される対応として、その地域の学校の一斉休業も選択肢として検討すべきである
- 旨記載されております。

文部科学省から示されている「臨時休業の実施に関するガイドライン」についても、専門家会議の提言を踏まえた内容となっております、

- 地域内に感染者が判明した場合であっても、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低い
- とされております。

また、「感染確認地域」における学校の臨時休業について、「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（4月23日時点）」の間57において、専門家会議の提言の内容を踏まえ、

- 50人以上が集まることを理由に臨時休業を実施いただく必要はない
- とされています。

これらの提言、ガイドラインの内容を踏まえ、県教育委員会では、県立学校について春季休業期間終了後から学校における教育活動を再開しました。

しかしながら、令和2年4月16日、政府の新型インフルエンザ等対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定され、全都道府県が緊急事態措置の対象とされました。本県は、新型コロナウイルス感染症がまん延している状況にはないものの、児童生徒、保護者及び地域住民の不安解消を図り、適切な教育環境を整備することを目的に、学校保健安全法第20条の規定により、県立学校について、4月20日から5月6日までの間の一斉臨時休業の措置を講じております。

その後も、都道府県によっては感染が拡大している状況も見られますが、現在の本県の感染状況等を踏まえ、県立学校において休業期間終了後の5月7日（木）から教育活動を再開することについては、有識者会議の提言及び文部科学省のガイドラインの考え方にも沿ったものだという点についてご理解願います。

ただし、学校において感染防止対策に万全を期す必要があることについては変わりありませんので、各学校で実施している対策及び児童生徒・保護者への丁寧な説明について引き続きご協力くださるようお願いいたします。また、児童生徒に対しても、咳エチケットの徹底、こまめな手洗いの励行など、一人一人の予防に向けた行動が大切である点について、ご指導くださるよう併せてお願いいたします。

なお、今後、県内において、感染者が急激に増えた場合などには、県健康福祉部と当該感染者の症状の有無等を確認しつつ、臨時休業の必要性について判断することとしており、臨時休業を延長する場合もあり得ることに留意願います。

令和2年4月30日
青森県教育委員会

新型コロナウイルス感染症をめぐる県立学校の臨時休業及び学校再開についてご説明します。

1 臨時休業について

令和2年4月16日、政府の新型インフルエンザ等対策本部において、全都道府県が緊急事態措置の対象とされました。本県は、新型コロナウイルス感染症がまん延している状況にはないものの、児童生徒、保護者及び地域住民の不安解消を図り、適切な教育環境を整備することを目的に、学校保健安全法第20条により、県立学校について4月20日から5月6日までの間の一斉臨時休業としました。

2 学校の再開について

国の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」における新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（4月1日の提言）より

- 現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割を果たしていないと考えられている
- 直近1週間の新規感染者等の人数がその1週間前と比較して大幅に増加している『感染拡大警戒地域』において想定される対応として、その地域の学校の一斉休業も選択肢として検討すべきである

文部科学省から示されている「臨時休業の実施に関するガイドライン」より

- 地域内に感染者が判明した場合であっても、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いとされており

これらのことから、現在の本県の感染状況等を踏まえると、現段階では県立学校において臨時休業の延長を要する状況にはないと考えており、休業期間終了後の5月7日（木）から教育活動を再開することとしました。

3 学校再開に向けた学習や生活全般等について

(1) 学習等について

- ① 学校から配布されたプリントや教材の学習箇所の指示のほか、ICTを活用した学習支援アプリを利用できることや、端末のない方にはスマホの貸与を進めています。
- ② 特別支援学校については、生徒の状況に応じた受け入れを行っています。

(2) 生活全般について

- ① 不要不急の外出や大型連休中の県境を越えての移動の自粛をお願いします。
- ② 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底をお願いします。
- ③ いわゆる「三つの密」を避ける行動をお願いします。
- ④ 学校再開に備え、起床就寝時間、家庭学習、散歩や自宅内での体操等の適度な運動など、基本的な生活リズムを崩さないよう心掛けてください。
- ⑤ インターネット利用時のルールやマナーを守り、ネットトラブルなどにより被害者、加害者となることのないよう十分注意してください。
- ⑥ 休業期間中の生活や学校再開に関すること、感染症に起因する差別や偏見などについて不安や悩みがある場合は、学校、県教育委員会、「24時間子供SOSダイヤル(017-734-9188)」にご相談ください。

4 その他

なお、今後、県内において、感染者が急激に増えた場合などには、県健康福祉部と当該感染者の症状の有無等を確認しつつ、臨時休業の必要性について判断することとしており、臨時休業を延長する場合もあり得ることを申し添えます。

令和2年4月30日
青森県教育委員会